

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 釜石広域風力発電事業 更新計画 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和5年 7月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 釜石広域風力発電事業 更新計画 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、岩手県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 5月30日
環境大臣意見受理	平成30年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成30年 8月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 1月 8日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月14日
岩手県知事意見受理	令和元年 6月13日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 7月 3日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年 1月15日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月17日
岩手県知事意見受理	令和3年 7月13日
環境大臣意見受理	令和3年 8月24日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 9月30日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和5年 6月 8日
環境影響評価書確定通知	令和5年 7月 3日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福田

電話03-3501-1742(直通)